

News Release

JAS法に基づく品質表示基準の改正に係る消費者委員会への諮問について

平成23年1月24日
消費者庁

消費者庁では、本日、玄米及び精米品質表示基準(平成12年農林水産省告示第515号)の改正に係る消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

記

1. 諮問の内容

JAS法第19条の13第2項に基づき定める玄米及び精米品質表示基準(平成12年農林水産省告示第515号)について、平成23年7月から米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)が施行され、米及び米加工品を対象に消費者への産地情報の伝達が義務化されることに伴い、玄米及び精米の容器包装に都道府県名等が表示できるように見直すこととしました。

2. 諮問の経緯

- (1) 第1回消費者委員会食品表示部会(平成22年3月23日)において品質表示基準見直し計画を報告
- (2) 第4回消費者委員会食品表示部会(平成22年10月4日)において玄米及び精米品質表示基準の見直しを開始することを報告
- (3) 平成22年10月6日～11月4日パブリックコメントの募集
- (4) 平成22年10月19日品質表示基準見直しに係る説明会を開催
- (5) 第6回消費者委員会食品表示部会(平成22年12月13日)においてパブリックコメントの募集結果と対応方針を報告

3. 今後の予定

消費者委員会食品表示部会での審議後、玄米及び精米品質表示基準の一部改正につき、農林水産省に協議し、パブリックコメント(30日程度)、WTO通報(60日程度)を実施する予定。これらの結果を踏まえ、消費者委員会において再度審議を行い、消費者委員会から答申を受理し、玄米及び精米品質表示基準の一部改正を実施する予定です。

問い合わせ先：消費者庁食品表示課
小椋、佐々木
Tel：03 - 3507 - 9223